

平成28年 2 月 22 日提出

熊本市都市公園条例の一部改正について

熊本市都市公園条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市都市公園条例の一部を改正する条例

熊本市都市公園条例（昭和52年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「を撮影する」を「の撮影その他これらに類する行為をする」に改め、同項第5号中「等」の次に「を行うため」を加える。

第4条中「の各号」を削り、同条ただし書中「又は第2条第1項」を「若しくは第2条第1項」に改め、「もの」の次に「又は公益上若しくは都市公園の管理上必要があると市長が認める行為」を加え、同条第5号中「はり紙」を「貼紙」に、「はり札」を「貼札」に改め、同条第6号中「立入る」を「立ち入る」に改め、同条第8号を同条第9号とし、同条の前に次の1号を加える。

(8) 他人に危害を及ぼすおそれのある行為又は他人の迷惑となる行為をすること。

第4条に次の1号を加える。

(10) 前各号に掲げる行為のほか、都市公園の管理上支障があると市長が認める行為をすること。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（提出理由）

都市公園の管理上支障がある行為等を新たに禁止行為とする等のため、所要の改

正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。